

中間書庫システムの検討における論点（案）

1 日本における集中管理の必要性

中央省庁における文書管理の実態

中央省庁における今後の集中管理の必要性、その効用（散逸防止、効果的な評価選別、良好な保管環境の確保、文書管理の負担軽減）

2 集中管理の方式の研究

（例）

政府横断的な「中間書庫」を設置し、そこで連邦公文書館職員が評価・選別を行い、永久保存のものを移管する方式。（ドイツ型）

各府省庁が、ガイドラインに沿って評価・選別を行った後、政府横断的な「レコードセンター」で中間段階の集中管理を行い、保存期間満了後、国立公文書館に移管する方式。（アメリカ型）

公文書館に永久保存するにふさわしい文書の評価選別は、文書ファイル作成後直ちに行い、永久保存が決まった文書は、各省が遅くとも作成後25年までに公文書館に移管し、早期に集中管理を行う方式。（オーストラリア型）

各府省庁に国立公文書館職員（アーキビスト）が常駐し、省庁内における集中管理等を指導・監督する方式。（フランス型）

3 各集中管理方式の比較検討

費用対効果の検討

日本の実態を踏まえた最適の集中管理方式（移送時期、移送対象、移送の任意性、評価選別の時期、設置主体、情報公開との関係、行政利用など）